

「指定短期入所生活介護」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(栃木県指定 第 0971200357 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスのご利用は、原則として要支援・要介護認定申請の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要支援・要介護認定をまだ受けていない方でもサービスのご利用は可能です。

目次

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 利用の中止、変更、追加	6
6. 事故発生時の連絡体制	7
7. 苦情の受付について	8
8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	9
9. 虐待の防止のための措置に関する事項	9
10. 非常災害対策	9
11. 重要事項説明書付属文書	12

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 京福会
(2) 法人所在地 栃木県那須塩原市住吉町 5 番 10 号
(3) 電話番号 0287-64-2511
(4) 代表者氏名 理事長 田畠 陽一郎
(5) 設立年月 昭和 55 年 12 月 8 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定短期入所生活介護事業所

(2) 事業所の目的

利用者が要介護状態になっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(3) 事業所の名称

ケアタウン安暮里

(4) 事業所の所在地

〒325-0013 栃木県那須塩原市鍋掛 1416-3

(5) 電話番号

0287-73-2550

(6) 管理者名

池澤 守

(7) 当事業所の運営方針

人としての生命、人としての生活を尊重し安全の中で安心して暮らせるよう配慮します。

(8) 開設年月日

平成 15 年 5 月 1 日

(9) 営業日及び受付時間

営業日 年中無休

受付時間 午前 9 時～午後 6 時

(10) 利用定員

ユニット 1 9 名

ユニット 2 12 名 合計 21 名

(11) 通常のサービスの実施地域

那須塩原市 那須町 大田原市

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備をご用意しています。利用される居室は、すべて個室となっております。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	21 室	
合 計	21 室	
食 堂	3 室	
機能訓練室	3 室	
浴 室	1 室	特殊浴槽、一般浴槽
医 務 室	1 室	県より診療所として許可

- ※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。
- ※ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	職員数	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名
3. 看護職員	1名以上	
4. 機能訓練指導員	1名	1名
5. 介護職員	6名以上	6名
6. 栄養士	1名	1名
7. 医師	1名	

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス
- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。（別紙の利用料金表をご参照ください。）

<サービスの概要>

① 生活相談

ご契約者及びその家族に関する相談業務を行ないます。

② 入浴

入浴又は清拭を週2回以上行います。

寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための機能訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑥ 送迎に関する費用

心身の状況や介護者の事情等から送迎が必要と認められるご契約者を送迎した場合は次の額を徴収する。

- 通常の送迎の実施地域 (片道) 184円
- 通常の送迎の実施地域を超えた場合、上記料金に加算し徴収する。
(片道) 200円

※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

※ 償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要>

① 食事の提供（食費）

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

【食費内訳】 朝食 400円 昼食 600円 夕食 500円

【食事時間】 朝食： 8時～10時

昼食： 12時～14時

夕食： 18時～20時

※負担限度額認定を受けている方は、負担段階ごとに1日の上限が定められます。

基準費用額(1日)	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1,500円	300円	600円	1,000円	1,300円

② 居室滞在費

【居室滞在費】 1日 2,066円

※負担限度額認定を受けている方は、負担段階ごとに1日の上限が定められます。

基準費用額(1日)	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円

③ 理髪・美容

【理髪サービス】

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費相当額

【美容サービス】

美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費相当額

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とされる場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

買い物代行代 50円（1回）

テレビ利用料 100円（1日）

※ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用を行った翌月15日までに請求書を発送いたします。

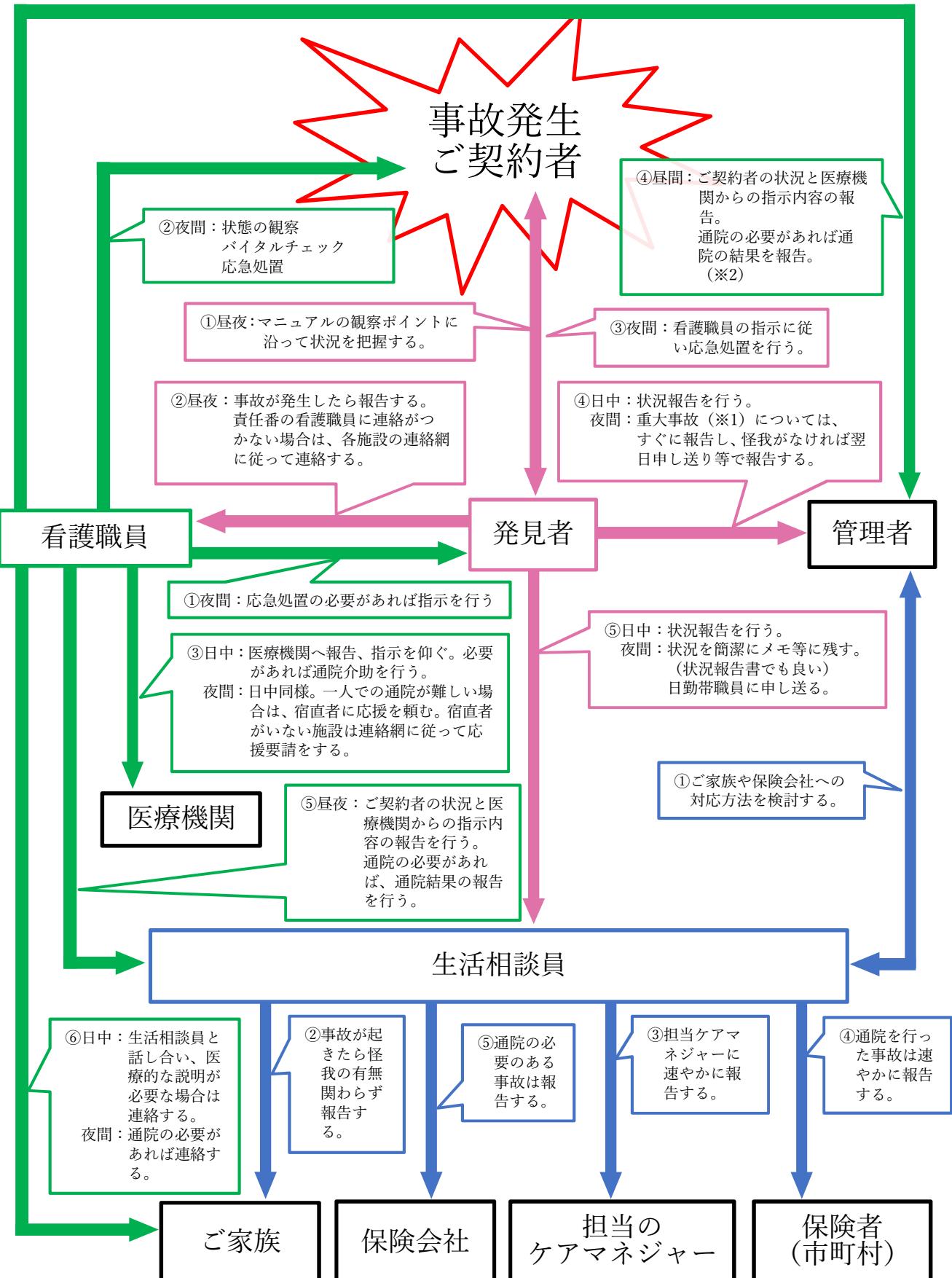
支払い方法につきましては、原則として自動引き落としによるお支払いとなりますので、指定の日に引き落としさせていただきます。尚、引き落とし手数料についてはご負担の必要はありません。

5. 利用の中止、変更、追加

- ◆ 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。
 - 利用予定日の前日までに申し出があった場合
 - 無料
 - 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合
 - 自己負担相当額をお支払いいただきます。
- ◆ サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。
- ◆ ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 事故発生時の連絡体制

- ※1 事故による多量の出血、骨折（疑いも含め）、意識消失、窒息等の重大事故についてはすぐに報告する。（家族への報告でトラブルになる可能性が高いケースはこれに関係なくすぐに報告する）
- ※2 夜間通院後は翌日の報告で良いが、事故によって死亡に至った場合はすぐに報告する。



7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ◆ 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 横川 和真
- ◆ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

(2) 医療法人社団京愛会及び社会福祉法人京福会「苦情申出窓口」の設置

社会福祉法第82条の規定により、当法人では医療法人社団京愛会と合同にて、ご契約者からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

なお、本法人における総括苦情解決責任者、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員は下記のとおりです。

① 苦情解決責任者

医療法人社団京愛会及び社会福祉法人京福会理事長
寿山荘施設長 (TEL0287-64-2511)
黒磯病院院長 (TEL0287-62-0961)
ほのぼの園施設長 (TEL0287-98-3161)
ケアハウス福海施設長 (TEL0287-60-5201)
ケアタウン安暮里センター長 (TEL0287-73-2550)
グループホーム安暮里センター長 (TEL0287-73-2880)
よろずやセンター長 (TEL0287-60-3655)
グループホームほのぼのセンター長 (TEL0287-98-8355)
寿山荘那須施設長 (TEL0287-71-1707)
よろずや三島の杜センター長 (TEL0287-39-3399)
寿山荘ブランチさきたまセンター長 (TEL0287-60-0061)

② 第三者委員

評議員、弁護士
堀 克巳 TEL 0422-20-0154
評議員
寺澤 信一 TEL 090-4025-7747

(3) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情の面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員へ報告を拒否した場合を除く。）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、

苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

(ア) 第三者委員による苦情内容の確認

(イ) 第三者委員による解決案の調整、助言

(ウ) 話し合いの結果や改善事項などの確認

- ④ 当法人で解決できない苦情は、次に申し立てることができます。

那須塩原市役所高齢福祉課	所在地 電話番号	栃木県那須塩原市共墾社108-2 0287-622-7191
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階 028-622-7242
栃木県運営適正化委員会	所在地 電話番号	栃木県宇都宮市若草町1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 028-622-2941

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有り	・	無し
実施した直近の年月日	年	月	日
実施した評価機関の名称			
評価結果の開示状況	有り	・	無し

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 当事業所は、ご契約者の人権の擁護・虐待の防止などのために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② ご契約者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

- (2) サービス提供中に、介護事業所または擁護者（ご契約者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者である市町村に通報いたします。

10. 非常災害対策

- (1) 避難対策

非常災害に関する具体的計画を策定し、災害が発生した場合、職員はご契約者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および消防署等協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

(2) 避難訓練

非常災害に備え、防火管理者を配置するとともに、地域の消防署などの協力機関と連携して定期的に消防計画を作成し、避難訓練を実施します。

(3) 防災設備

消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備の設置あり

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 京福会 ケアタウン安暮里

説明者 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、
指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

署名代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄 _____

11. 重要事項説明書付属文書

(1) 事業所の概要

- ① 建物の構造 鉄筋コンクリート造 2階建
- ② 建物の延べ床面積 1,260.92 m²
- ③ 事業所の周辺環境

JR 黒磯駅から東に約 3km の位置にあるこの場所は、緑豊かな自然に囲まれており、四季折々の美しい景色を楽しむことができ、心地よい環境で、自然の息吹を感じながら過ごせます。

(2) 職員の配置状況 <配置職員の職種>

介護職員

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員

主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。1名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員

ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師

ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。

(3) 契約締結からサービス提供までの流れ

- ① ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

① 当事業所の生活相談員に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

② その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③ 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

④ 短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

- ② ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

(ア) 要介護認定を受けている場合

- ◆ 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- ◆ 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- ◆ 介護保険給付対象サービスについては、利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。（償還払い）

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- ◆ 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- ◆ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

(イ) 要介護認定を受けていない場合

- ◆ 要支援・要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- ◆ 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- ◆ 介護保険給付対象サービスについては、利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。（償還払い）

要介護と認定された場合

- ◆ 要介護と認定された場合は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
※ 要支援と認定された場合は、地域包括支援センター等の紹介等必要な支援を行います。

非該当（自立）と認定された場合

- ◆ 契約は終了します。
- ◆ 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- ◆ 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- ◆ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

(4) サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

(5) サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

① 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ✧ 危険物
- ✧ 他の入居者、利用者の生活を脅かすと思われる物
- ✧ 動物等

② 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していくだくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

③ 喫煙

健康増進法に基づき、当施設は敷地内全面禁煙とさせていただきます。

健康増進法の第25条の2では、多数の者が利用する施設を管理する者に、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

※ 健康増進法（平成14年法律第103号）第六章 「受動喫煙防止」より

④ サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

(ア) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 京愛会 黒磯病院
所 在 地	栃木県那須塩原市高砂町3番5号
診 療 科	内科・外科・胃腸科

(イ) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	たさき歯科
所 在 地	栃木県那須塩原市黒磯幸町5-21

(6) 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(7) サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ご契約者が死亡した場合
- 要支援・要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立もしくは事業対象と判定された場合
- 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
(詳細は以下①をご参照下さい。)
- 事業者から契約解除を申し出た場合
(詳細は以下②をご参照下さい。)

① ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ご契約者が入院された場合
- ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

② 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

③ 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。